

(四) 工務規則が其の案が以て但書中十五箇向トアル
百の十ト改訂の方促進ノ件、

(一) 工務規則が廿八条が八條ク百の十ト改訂セシメテ
左三條ノ支分ノ研究ノ余地アルコトヲ保物トス

B. (1) 實際服業トシテ統後者ト定ムル件、

(四) 中途退社者ト對シテ相違ハ然ラズ然ラズ
亦三十九条中改訂の方促進ノ件、

右二條ノ支分車路トシテ工廠場為ニ研究セテト決定、

C. (1) 解工平均賃金中増款ノ件、

(四) 平均賃金増款ノ件、

右二條ノ減額車路トシテ工廠場為ニ研究セテト決定、
ハコトヲ改訂セシメテ何レニテ解、

又、人事及取締関係其他雜件、

A. 見習員ノ義務及人員増加セシメテ、

B. 造船造船方面ノ自轉車通物者ト對シテ鎖守有門附
近ノ自轉車格納所設置ノ件、

C. 燃料支分口區臨時自轉車專用禁止時間制定ノ件、

D. 中央調査所路及本門道ノ自轉車ノ格納所自轉車ノ專用
ノ格納所禁止セシメテ、

E. 砂室外ノ入門ノ簡單ノ格納所設置ノ件、

F. 年々支分回支分ノ汽船ヲ今少シ全市ニ亘リ明瞭ニ
圖之様ニセシメテ、

G. 購買所ノ移転ノ仕入ノ價及仕入時期ヲ表シ表
シテ、

H. 鍋及吉浦ノ院ノ工廠廢法ノ架設セシメテ、

I. 前協議會迄ノ未決事項促進ノ件、